

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による令和元年度財政援助団体等監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

なお、小栗巖監査委員は、同法第199条の2の規定に基づき、一般財団法人小松市開発公社の監査について除斥されたことを申し添える。

令和元年12月12日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

# 財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査の対象

団 体 一般財団法人小松市開発公社

所管課 行政管理部管財総務課

## 2 選定理由

一般財団法人小松市開発公社は、前回の監査実施から一定の期間を経ていることから監査対象とした。なお、前回は平成 27 年度に実施している。

## 3 監査の種別

財政援助団体等監査

## 4 監査実施日

令和元年 10 月 28 日

## 5 監査実施場所

小松市監査委員室

## 6 監査の範囲

平成 30 年度一般財団法人小松市開発公社にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

## 7 監査の執行者

監査委員 表 靖二

## 8 監査委員の除斥

監査委員事務局の監査において、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、小栗徹監査委員は除斥した。

## 9 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員がその内容等の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備監査を行った。

監査当日は小松市監査委員室において、一般財団法人小松市開発公社理事長及び関係職員並びに所管課である行政管理部長ほか管財総務課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士飯田崇義氏を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

## 10 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行なわれているか。
- (2) 事業成績、財政状況は適正に決算書表等に表示されているか。
- (3) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 会計経理及び財産管理は適切か。

## 11 監査対象の概要

(1) 名称 一般財団法人小松市開発公社

(2) 設立年月日 昭和 46 年 4 月 1 日

(3) 目的

公共駐車場施設の円滑な管理運営を行い、市民の利便向上や賑わいにつながる事業を推進し、もって小松市のまちづくり及び発展に寄与すること。

(4) 組織（平成 31 年 4 月 1 日現在）

役員は、理事 4 名（うち代表理事 1 名）、監事 2 名からなっている。また、4 名の評議員により評議員会が組織されている。

(5) 事業内容

ア 公共駐車場施設管理事業

イ 小松市の委託事業

ウ その他公社の目的を達成するために必要な事業

## 12 出資状況

出捐額 10,000 千円（小松市出資割合 90.9%）

## 13 監査の結果

当該団体の出納その他の事務の執行は、監査を実施した範囲においておおむね良好に執行がなされていると認められた。事務処理上にわたる注意事項は、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

## 14 監査の結果に添える意見

<一般財団法人小松市開発公社>

小松駅周辺の駐車場事業は概ね良好な運営状況であるが、今後は北陸新幹線小松開業を見据えて、不動産の市場動向、地域の流通・物流や人の動きを的確に捉え、将来の駐車需要に対応していくことが望まれる。柔軟な料金体系や、駅と空港が近接している本市の強みを活かした取り組み等を検討し、利用者の利便性向上及び本市の賑わい創出に繋げられたい。

# 財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査の対象

団 体 小松市中学校体育連盟

所管課 教育委員会事務局学校教育課

## 2 選定理由

小松市中学校体育連盟は、今回が初めての監査であることから監査対象とした。

## 3 監査の種別

財政援助団体等監査

## 4 監査実施日

令和元年 10 月 28 日

## 5 監査実施場所

小松市監査委員室

## 6 監査の範囲

平成 30 年度小松市中学校体育連盟運営事業補助金にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

## 7 監査の執行者

監査委員 小栗 巖, 監査委員 表 靖二

## 8 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、監査委員事務局職員がその内容等の検視、検算、抽出照合等の予備監査を行った。

監査当日は小松市監査委員室において、小松市中学校体育連盟会長及び関係職員並びに所管課である教育委員会教育次長ほか学校教育課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

## 9 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (2) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (3) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (5) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- (6) 補助金等交付団体に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。

## 10 監査対象の概要

(1) 名称 小松市中学校体育連盟

(2) 設立年月日 昭和 30 年 4 月 1 日

(3) 目的

小松市中学校生徒の体育運動を振興して、体位の向上をはかり、スポーツ精神をかん養する。

(4) 組織（平成 31 年 4 月 1 日現在）

役員は、会長 1 名、副会長 1 名、評議員 8 名、理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 10 名（うち常任理事 4 名）、幹事 2 名、監事 2 名からなっている。また、14 名の専門委員により専門委員会が組織されている。

(5) 事業内容

- ア 小松市中学校体育振興に関する研究
- イ 各種大会の開催
- ウ 体育諸団体との連絡調整
- エ その他連盟の目的達成に必要な事項

11 補助金等

平成 30 年度小松市中学校体育連盟運営事業補助金 4,840 千円

12 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行は、次のとおり改善が望まれる事項があったので、適切な措置を講じられたい。事務処理上にわたる注意事項は、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

指摘事項は次のとおりである。

改善意見

<学校教育課（所管課）、小松市中学校体育連盟>

小松市中学校体育連盟は、各競技大会の開催を通じ、中学生の体力向上、健全な心身の育成やスポーツ活動の振興に努めている。補助金の使途はおおむね適正と認められたものの、団体の会計事務処理については、経理規程の未整備や会計処理が単独で行われるなど、不適切な事例が散見された。所管課である学校教育課は、補助金交付団体において経理事務が適切に執行されるよう十分に指導されたい。小松市中学校体育連盟は、経理規程の整備や体制の見直し等必要な措置を講じられたい。